

令和 年 月 日

保護者 様

白井市立南山中学校長

### 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止について

お子様が新型コロナウイルスに感染した場合は、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。出席停止期間は、学校保健安全法により定められていますので、医師より登校の許可があり、お子様を登校させる場合には、下記の報告書に保護者の方が記入し、持参の上登校させていただきます。

#### 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

<出席停止期間> 令和5年5月8日変更

- ・発症日から5日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過するまでとします。
- ・ただし、発症日から10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、マスク着用をお願いいたします。
- \*発症した日を0日目、症状軽快した時間を0時間とする。
- \*5日間経過しても、発熱などがあれば、症状軽快後24時間まで、出席停止を延長します。

### 新型コロナウイルス感染症 経過観察報告書

学校長 様

下記のとおり出席停止期間が過ぎ、感染のおそれがなくなったため、本日より登校させます。なお、医師の診断や療養の期間は次のとおりでした。

1 発症年月日 令和 年 月 日

2 診断年月日 令和 年 月 日

3 症状軽快となった日 年 月 日

※症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱しており呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。

4 登校再開可能日 令和 年 月 日

5 医療機関名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

\*新型コロナウイルスに感染した場合の出席停止期間は、下表の通り「発症日を0日として7日目まで、かつ症状が軽快してから24時間以上たっていること」となります。7日を過ぎても健康状態に不安がある場合は、診断を受けた医師やかかりつけ医師、保健所に相談してください。

### 有症状の方

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
(例) 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9
発症						症状 軽快		療養 解除

療養期間 (7日間)

24時間

※7日間経過の段階で入院している方や高齢者施設等に入所している方などの療養期間は、発症日から10日間

### 無症状の方

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
(例) 9/1	9/2	9/3	9/4	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9
検体 採取日	〈原則〉							療養 解除
						療養 解除		

5日目に検査キットによる検査で陰性を確認した場合、6日目に解除可

療養期間 (7日間)

療養期間 (5日間)

参考\*濃厚接触者の出席停止期間は下表の通り、5日目まで（短縮する場合3日目まで）となります。濃厚接触者が再登校する時の書類はいりません。

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
濃厚接触者	原則となる 待機期間	最終 接触日	自宅待機（健康観察）				待機 最終日	待機 解除日
	待機期間を 短縮する場合	最終 接触日	自宅待機（健康観察）		抗原定性 検査キットで 陰性	抗原定性 検査キットで 陰性→解除		